

# 中部ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 愛知地区予選 追加のローカルルール

CGAローカルルールハードカードから以下のように追加される。

## 2. ペナルティーエリア (規則 17)

(d) 9番ホールの橋から右側のペナルティーエリア及び10番ホール及び16番ホールのペナルティーエリアの中に球がある場合(見つからない球がそのペナルティーエリア止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で：

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をそれぞれのホールに設置したドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

**ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。**

## 3. 異常なコース状態 (動かせない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

(5) 8番ホールグリーン奥の修理地はプレー禁止の修理地とし、その修理地の中に球がある場合(見つからない球がその修理地に止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーは次のことができる：

- ・規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは、規則 14.3 に基づいて救済エリアである。

**このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。**

## 16. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b)が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

## 17. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

規則 4.1b(3)は次のように修正される：プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中(プレーの中断中を含む)にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

**このローカルルールの違反に対する罰—規則 4.1b 参照**